

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年5月8日（月）15時00分～15時40分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について
報告事項 第3号 軽微な農地改良の届出について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和5年第5回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、6番 石井委員、7番 安西委員 にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 高井 仁井 41番1、登記地目、現況地目、共に畠で 961 m²贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、船橋市にお住いの 77歳の方、譲受人は市内高井にお住いの 45歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から3ページ、整理番号1から13について審議します。

そのうち、はじめに整理番号4について審議します。

この案件は、農業委員に関する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで農業委員には退席をお願いします。

農業委員退席により、暫時休憩とします。

(農業委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ、整理番号4、所在地は 長須賀 長田 556番2外1筆、登記地目、田、現況地目、畠が 145 m²、登記地目、現況地目、共に畠が 706 m²、合計 851 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は八千代市の法人です。

転用の事由及び施設は、周辺に学校等の公共施設や多数の商業施設、住宅があり、住環境に恵まれていることから、建築条件付き売買予定地として販売したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年

7月1日に工事着手し、令和6年3月1日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号4については、建築条件対売買予定地を建設するための申請になります。

6番委員、ご意見等ございますか。

6番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号4についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

農業委員の入室により、暫時休憩とします。

(農業委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

残りの案件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1、所在地は館山丸市場1481番5、登記地目、現況地目、共に畠で362m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉の法人です。

転用の事由及び施設は、周辺に学校等の公共施設や多数の商業施設、住宅があり、住環境に恵まれていることから、宅地分譲を行いたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年7月1日に工事着手し、令和6年3月1日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2、所在地は下真倉 菜飯604番4、登記地目、田、現況地目、畠で218m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内上野原にお住まいの50歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、市内の借家に4人で住んでいるが、現借家の賃貸契約満了をもって、申請地の隣地に住んでいる両親の家へ転居し、両親と同居することとなったが、駐車場が不足するので、駐車場として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年6月15日に工事着手し、令和5年8月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は北条 金堀984番1、登記地目、現況地目、共に田で968m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、住環境に恵まれている申請地を、現在、借家等に暮らしている方々の、自家保有ニーズに応えるため、宅地分譲地として提供したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年3月1日に工事着手し、令和6年3月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5、所在地は高井 長田1643番1、登記地目、現況地目、共に畠で832m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、住環境に恵まれている申請地を、現在、借家等に暮らしている方々の、自家保有ニーズに応えるため、建壳分譲用地及び進入路として提供したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年6月15日に工事着手し、令和6年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号6、所在地は那古溜1577番2、登記地目、田、現況地目、畝で353m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内那古の法人です。

転用の事由及び施設は、建設業を営んでいるが、業務の更なる拡大を目指しており、現場作業の安全等のため、足場仮設のための資材等の増強が必要であり、申請地を資材置場として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年6月15日着工、9月30日完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

資料の3ページ、整理番号7、所在地は正木上御狩3465番、登記地目、現況地目、共に田で1044m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島県広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年6月1日に工事着手し、令和5年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号8、所在地は正木上御狩3448番外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計2095m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は整理番号 7 と同じ広島県広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 6 月 1 日に工事着手し、令和 5 年 7 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 9、所在地は 亀ヶ原 新田 643 番 3 外 1 筆、登記地目、共に田、現況地目、共に畠で合計 340.68 m² の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内笠名にお住いの 38 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まいをしているが、将来のことを考え、持ち家を持ちたく、申請地に専用住宅を建て、暮らしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和 6 年 3 月末日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 10 と 11 は一体での利用ですので、一括して説明いたします。所在地は 伊戸 深田 1837 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 356 m² の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都足立区にお住いの 64 歳の方です。

転用の事由及び施設は、都会で暮らしていたが、定年を迎え、空気がきれいで静かな海の見える申請地で、老後を過ごしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 8 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 2 月 20 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 12、所在地は 佐野 郷原 93 番 5、登記地目、現況地目、

共に畳で合計 350 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都渋谷区の法人です。

転用の事由及び施設は、隣接している住宅を、保養、研修施設として使用するために取得予定だが、駐車場がないので、利用者の駐車場として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 6 月 1 日に工事着手し、令和 5 年 6 月 30 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 13、所在地は 二子 寺谷 42 番 2、登記地目、現況地目、共に畳で 257 m²の贈与による所有権移転の案件です。

申請人は二子の法人です。

転用の事由及び施設は、現在の本堂が古く、老朽化が著しいので、建て替えたいが、現在地に建て替えるわけにはいかないので、申請地に建てたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 5 年 6 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 5 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

整理番号 1 については、宅地分譲地を建設するための申請になります。

7 番委員、ご意見等ござりますか。

7 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

- 議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。
- 担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 整理番号 2 については、駐車場 6 台を建設するための申請になります。
- 7 番委員 7 番委員、ご意見等ございますか。
- 7 番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。
- 担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 整理番号 3 については、宅地分譲地及び進入路を建設するための申請になります。
- 6 番委員 6 番委員、ご意見等ございますか。
- 6 番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。
- 担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 整理番号 5 については、建売分譲住宅 6 棟及び進入路を建設するための申請になります。
- 6 番委員 6 番委員、ご意見等ございますか。
- 6 番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。
- 担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
- 議長 整理番号 6 については、資材置場を建設するための申請になります。
- 3 番委員 3 番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 7 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。
	3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 8 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。
	3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 9 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。
	3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 10 及び 11 については、専用住宅 1 棟及び駐車場を建設す

るための申請になります。

2番委員、ご意見等ござりますか。

2番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 整理番号12については、駐車場7台を建設するための申請になります。

8番委員、ご意見等ござりますか。

8番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 整理番号13については、寺の本堂を建設するための申請になります。

4番委員、ご意見等ござりますか。

4番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 その他の農業委員で、質問、意見等ござりますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1から3及び5から13について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の4ページから5ページ、整理番号1から10について審議します。

主任主事

整理番号1 所在地は、高井宿内1630番 地目は畠で、面積1,330m²、賃貸借権の設定で、賃料は2年目から、6,500円、10a当たり4,887円です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は高井の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、布沼小梅57番外1筆 地目は田で、合計面積2,169m²、使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和15年5月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、稻堀ノ内210番 地目は田で、面積466m²、賃貸借権の設定で、賃料は600,000円、10a当たり1,287,554円です。貸付者は神奈川県藤沢市にお住まいの方、借受者は沼の法人です。設定の期間は令和5年6月1日から令和7年10月31日までの2年5ヶ月で、新規設定です。なお、賃料年間600,000円は、ハウス解体費用相当分とのことです。

整理番号4 所在地は、古茂口和田1612番外1筆 地目は田で、合計面積3,670m²、使用貸借権の設定です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は古茂口の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、上野原天神432番 地目は畠で、面積3,077m²、賃貸借権の設定で、賃料は15,385円、10a当たり5,000円です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者も上野原の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号6 所在地は、腰越西858番外1筆 地目は田で、合計面積3,943m²、賃貸借権の設定で、賃料は米118kg、10a当たり30kgです。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号7 所在地は、神余 久所446番 地目は畠で、面積132m²、賃貸借権の設定で、賃料は5,000円、10a当たり37,879円です。貸付者は浦安市にお住まいの方、借受者は神余の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号8から10については、中間管理事業による利用権設定です。これまでには、出し手、つまり所有者と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会が「農用地利用集積計画」で利用権設定をし、その後、「農地利用配分計画の認可」により、受け手が決まる2段階方式でしたが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今後は、出し手・中間管理機構・受け手の三者一括方式での設定することとなりました。

整理番号8 所在地は、竹原 下田辺3040番 外1筆 地目は畠で、合計面積1,474m²、賃貸借権の設定で、賃料は7,370円、10a当たり5,000円です。出し手は竹原にお住まいの方、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、正木 上沼2243番 外2筆 地目は田で、合計面積2,924m²、賃貸借権の設定で、賃料は米60kg、10a当たり21kgです。出し手は正木にお住まいの方、受け手は南房総市の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、菌 府内118番 外3筆 地目は田で、合計面積1,521m²、使用貸借権の設定です。出し手は菌にお住まいの方、受け手も菌の方です。設定の期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間で、新規設定です。

以上10案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5号第1項の規定に基づき、施行後2年間の経過措置を適用し、改正前の法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ござりますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の6ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、稻 四之坪 1260 番 地目は田で、面積 3,150 m²につきまして、合意解約が成立、解約理由は、手が回らず、耕作可能な別の受け手に引き継ぐためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の7ページから8ページ、整理番号1から8について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

はじめに、利用配分計画の認可については、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が所有者から借り受けた農地について、受け手に転貸したものです。先の改正法施行前に設定をしたものについての報告となります。

整理番号1 所在地は、正木 三貫目 1450 番 外4筆 地目は田で、合計面積 12,357 m²、所有者は正木にお住まいの方2名の共有名義で、賃貸借権の設定、賃料は米 370 kg、10a 当たり 30 kg、受け手は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和8年3月31日までの約3年です。

整理番号2 所在地は、稻 四之坪 1260 番 地目は田で面積 3,150 m²、所有者は船橋市にお住まいの方で、賃貸借権の設定、賃料は10,000円、10a 当たり 3,175 円です。受け手は宝貝の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和7年10月31日までの約2年7ヶ月です。

整理番号3 所在地は、菌 平池958番 地目は田で、面積1,534m²、所有者は菌にお住まいの方で、賃貸借権の設定、賃料はコシヒカリ1等米46kg、10a当たり30kgです。受け手も菌の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和10年1月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号4 所在地は、那古 辻ノ前1746番 地目は田で、面積1,262m²、所有者は千葉市にお住まいの方で、使用貸借権の設定です。受け手は那古の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和10年1月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号5 所在地は、那古 辻ノ前1730番 地目は田で、面積977m²、所有者は那古にお住まいの方で、使用貸借権の設定です。受け手も那古の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和10年1月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号6 所在地は、那古 辻ノ前1729番 地目は田で、面積1,800m²、所有者は正木にお住まいの方で、使用貸借権の設定です。受け手も那古の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和10年1月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号7 所在地は、那古 辻ノ前1727番 外1筆 地目は田で、合計面積5,008m²、所有者は正木にお住まいの方で、賃貸借権の設定、賃料はコシヒカリ1等米151kg、10a当たり30kgです。受け手は那古の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和10年1月31日までの約4年10ヶ月です。

整理番号8 所在地は、正木 新作966番 外1筆 地目は田で、合計面積2,872m²、所有者は銚子市にお住まいの方で、賃貸借権の設定、賃料は14,360円、10a当たり5,000円です。受け手は那古の方で、期間は、認可公告日の令和5年3月22日から令和10年1月31日までの約4年10ヶ月です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号、「軽微な農地改良の届出について」を報告します。

資料の9ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いし

ます。

主任主事

「軽微な農地改良の届出」とは、農地を土砂で埋立しようとする場合、面積が 500 m²以上、かつ土量が 250 m³以上の場合は、一時転用の許可が必要となります。それ以下の場合は「届出」でよいこととなっています。

資料 9 ページ、整理番号 1、所在地は古茂口 戸賀 359 番 1、登記地目、現況地目共に田で、面積は 850 m²の内、442 m²です。

申請人は市内古茂口の方です。

申請事由は、水はけが悪いので、埋立て畑として利用したいとのことです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 4 号 「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の 10 ページ、整理番号 1 から 2 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 正木 大芝 867 番 外 3 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 11234 m²です。

申出者は市内正木にお住まいの方です。

申出理由は、相続したが農業をしておらず、維持管理が困難なためとのことです。

整理番号 2 所在地は 安布里 五反田 146 番 1 外 2 筆、登記地目、共に田、現況地目、共に畠で合計面積は 3758 m²です。

申出者は市内安布里にお住まいの方です。

申出理由は、今後、耕作する予定がないからとのことです。

説明は以上です。

議長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名にお願いすることになっておりますので、整理番号 1 については那古地区ですので、石井俊之推進委員と渡邊正直推進委員にお願いします。

整理番号 2 については、館野地区ですので井上推進委員と渡邊実千夫推進委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

以上で、第 5 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 40 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

脚田 安保

館山市農業委員会委員

石井 康博

館山市農業委員会委員

安田 純夫

